右の者に対する強盗殺人、死体遺棄被告事件について、当裁判所は、被告人が心神喪失の状態にあるものと認め、検察官及び弁護人の意見を聴き、<u>刑訴法四一四条、四〇四条、三一四条一項本文により、</u>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件公判手続を停止する。

平成五年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

| 也 | | 勝 | 西 | 大 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 昭 | | | 島 | 藤 | 裁判官 |
| 郎 | 次 | 敏 | 島 | 中 | 裁判官 |
| 平 | | 良 | 崎 | 木 | 裁判官 |